2025年４月25日

各　位

会社名　　株　式　会　社　Ｅ　ｄ　ｕ　Ｌ　ａ　ｂ
代表者名　　代表取締役社長兼 CEO　廣　實　　学
（コード　4427　東証グロース）
問合せ先　　取　締　役　　ＣＦＯ　川瀬　晴夫
（TEL.　03-6635-3101）

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2023年10月20日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」及び同年11月13日付「審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しておりますとおり、当社が、2021年10月15日及び2022年２月28日付にて有価証券報告書等の訂正報告書を提出したことに関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に237百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われておりました。

その結果、本日、金融庁より、納付すべき課徴金の額を237百万円、納付期限を2025年６月25日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、2023年10月20日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」で開示いたしましたとおり、2022年９月期及び2023年９月期において、すでに引当金として計237百万円を特別損失に計上しておりますので、上記決定が当期（2025年９月期）の業績に与える影響はございません。

当社としましては、審判手続における当社の主張が認められず、上記決定に至ったことは大変遺憾でありますが、諸般の事情を勘案の上、当該納付命令及び納付告知書に従い、速やかに課徴金を国庫に納付する予定です。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしており、深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以　上